

人権理事会

5/1 国際連合人権理事会の制度構築

人権理事会は、

2006年3月15日の決議60/251において国際連合総会により人権理事会に託された任務に従って行動し、

理事会議長により提出された制度構築に関する草案を審議し、

1. 付録を含む本決議の添付資料に含まれている「国際連合人権理事会の制度構築」と表題が付けられた草案を採択した。
2. 以下の決議案を、その後の時宜を得た決議文の履行を促進するために優先事項として、その採択を求めて国連総会に提出することを決定する。

「国連総会は、

2007年6月18日の人権理事会決議5/1に留意し

1. 付録を含む本決議の添付資料に含まれている「国際連合人権理事会の制度構築」と表題が付けられた本文を歓迎する。

第9回会合

2007年6月18日

[決議は無投票で採択された。]¹

添付資料

国際連合人権理事会：制度構築

I. 普遍的定期審査手続

A. 審査の基礎

1. 審査の基礎は、
 - (a) 国際連合憲章。
 - (b) 世界人権宣言
 - (c) 国家が当事国である人権文書
 - (d) 人権理事会（以下「理事会」とする）の選挙の際に国の候補者が表明したものを含む、国家が行った自発的誓約および公約である。
2. 上記に加えて、国際人権法と国際人道法の補完的且つ相互的な関連性を前提として、審査は、適用可能な国際人道法を考慮するものとする。

B. 原則および目的

1. 原則

3. 普遍的定期審査は、

- (a) 全ての人権の普遍性、相互依存性、不可分性および相互関連性を促進すべきである。
- (b) 客観的且つ信頼できる情報および双方向対話に基づく協力的な制度であるべきである。
- (c) 普遍的な適用範囲と全ての国家の平等な取り扱いを確保すべきである。
- (d) 国際連合加盟国が主導し且つ行動志向型の、政府間プロセスであるべきである。
- (e) 審査の下にある国に十分に関与させるべきである。
- (f) 他の人権手続を補完するが重複すべきではなく、従って追加の価値を示すものであること。
- (g) 客観的で、透明で、非選択的で、建設的で、非敵対的且つ政治問題化されていないやり方で行われるべきである。
- (h) 関係国または理事会の議題にとってあまりにも負担がかかるものでないようにすべきである。
- (i) あまりにも長くすべきではない。それは現実主義的であるべきであり、時間的、人的且つ財政的資源を不均衡に奪うべきではない。
- (j) 緊急の人権状況に対応する理事会の能力を減ずるものであるべきではない。
- (k) ジェンダーの観点を十分に取り込むべきものである。
- (l) 審査の基礎に規定されている要素に含まれている義務を害することなしに、諸国の開発の水準と特質を考慮すべきである。
- (m) 2006年3月15日の総会決議60/251および1996年7月25日の経済社会理事会決議1996/31並びに理事会がこれに関連して行うであろういかなる決定にも従って、非政府組織および国内人権機関を含む、あらゆる関連する利害関係者の参加を確保すべきである。

2. 目的

4. 審査の目的は、

- (a) 現場における人権状況の改善。
- (b) 国家の人権義務と公約の履行および積極的な開発の評価並びに国家が直面した課題。
- (c) 関係した国と協議しまたその同意を得て、国家の能力および技術的支援の強化。
- (d) 国家および他の利害関係者の中での模範例の共有。
- (e) 人権の促進および保護についての協力の支援。
- (f) 理事会、他の人権機関および国際連合人権高等弁務官事務所との十分な協力および提携の奨励である。

C. 審査の周期性と順序

5. 審査は、理事会による普遍的定期審査手続の採択の後に始まる。

6. 審査の順序は、普遍性と平等な取り扱いの原則を反映すべきである。
7. 審査の順序は、国家が適切に準備することを認めるために可及的速やかに設定されるべきである。
8. 理事会の全ての理事国は、理事国としての任期中に審査されるべきである。
9. 理事会の最初の理事国、特に1年または2年の任期で選出されている国は、最初に審査されるべきである。
10. 理事会の理事国とオブザーバー国は混合して、審査されるべきである。
11. 審査のための国家を選択するにあたり、公平な地理的配分が尊重されるべきである。
12. 最初に審査されるべき理事国とオブザーバー国は、公平な地理的配分に対する十分な尊重を確保するようなやり方で、各々の地域グループからくじ引きで選ばれることとする。そのように選択される国々に対して、アルファベット順が適用されて始まることとする。ただし、他の国が審査されることを志願する場合は、この限りでない。
13. 審査のサイクルの期間は、審査から生じる要請に対する準備のための国の能力、また審査から生じる要請に対応する他の利害関係者の能力を考慮するために理に叶ったものであるべきである。
14. 一巡目の審査の周期は、4年とする。このことは、各2週間の作業部会の3会期を通じて、1年あたり48カ国の審議を意味することとなる^a。

D. 審査の過程と方式

1. 文書作成

15. 審査が基礎とする文書は、以下のものである。
 - (a) 理事会の第6会期（二巡目の第一会期である）に理事会により採択された一般的指針を基礎とした、国家報告書の形態を取ることができる関係国により準備された情報、および口頭または文書により提出され得た関係国が関連すると考えた他の何らかの情報。ただし情報を要約する文書は、全ての国に対し平等な取り扱いを保証し、また、手続に仕事を負わせ過ぎないために20頁を超えないことを条件とする。国家は、全ての関連する利害関係者との国内レベルでの幅広い協議過程を通じた情報を準備することを、奨励される。
 - (b) 人権高等弁務官事務所により追加的に準備された、10頁を超えるべきでない、条約機関の報告書、関係国の見解と論評を含む特別な手続に含まれた情報および他の国際連合公式記録の編集物。
 - (c) 他の関係利害関係者により普遍的定期審査に提供された理事会が審査の際に考慮すべき、追加的な信頼に値し且つ確実な情報。人権高等弁務官事務所は、10頁を超えるべきでないかかる情報

の要約を準備する。

16. 人権高等弁務官事務所が準備した文書は、関係国により準備された情報に関して理事会が採択した一般的な指針の構造に従って、作成されるべきである。
17. 国家の書面陳述と人権高等弁務官事務所により準備された要約の双方は、1999年1月14日の総会決議 53/208 に従って、国際連合の六つの公用語で同時の文書配布を確保するために、作業部会による審査の6週間前までに準備されるものとする。

2. 方式

18. 審査の方式は、以下のようにするものとする。
 - (a) 審査は、理事会の47理事国で構成され、理事会の議長が長を務める一つの作業部会において実行されることとする。各理事国は、その代表団の構成を決定するものとする。
 - (b) オブザーバー国は、双方向対話を含む、審査に参加できる。
 - (c) 他の関連する利害関係者は、作業部会における審査に出席できる。
 - (d) 理事会の理事国の中からまた異なる地域集団（トロイカ）からくじ引きで選ばれた三人の報告者グループは、作業部会の報告書の準備を含む、各審査を促進するために設立されることとなる。人権高等弁務官事務所は、この報告者に必要な援助と専門的知識を提供することとする。
19. 関係国は、報告者の一人が自らの地域グループからなることを要請でき、また、一度に限り、報告者の交代を要請することもできる。
20. 報告者は、特定の審査過程への参加の回避を要請できる。
21. 審査の下にある国家と理事会との間の双方向対話は、作業部会で行われることとする。報告者は、公正さと透明性を保証しながら、その準備を促進し双方向対話に焦点を合わせるために、審査の下にある国家に伝えられる問題や疑問を整理することができる。
22. 審査時間は、作業部会においては、各国につき3時間とする。理事会の全体会合による成果文書の審議のために、1時間を限度とする追加の時間が割り当てられる。
23. 作業部会における審査の下にある各国についての報告書の採択のため、30分が割り当てられる。
24. 作業部会における各国についての審査と報告書の採択の間に、合理的な時間枠が割り当てられるべきである。
25. 最終成果文書は、理事会の全体会合で採択される。

E. 審査の成果文書

1. 成果文書の形式

26. 審査の成果文書の形式は、審査過程の手續の要約、結論および／または勧告、並びに関係国の自発的公約で構成する報告書とする。

2. 成果文書の内容

27. 普遍的定期審査は、協力的な制度である。その成果文書は、次のものを含む。なканずく、
- (a) 国家が直面している課題と積極的な開発を含む、審査の下にある国における人権状況の客観的且つ透明なやり方で着手された評価。
 - (b) 模範例の共有。
 - (c) 人権の保護と促進のための強化された協力に関する強調。
 - (d) 関係国と協議し、且つ、同意を得た技術的援助と能力開発の提供^c。
 - (e) 審査の下にある国によりなされた自発的公約および誓約。

3. 成果文書の採択

28. 審査の下にある国は、成果文書に十分に関与するものとする。
29. 理事会の全体会合による成果文書の採択の前に、関係国は、双方向対話の間に十分に対応できなかった疑問や論点への返答を提出する機会を与えられるべきである。
30. 関係国および理事会の理事国並びにオブザーバー国は、全体会合が審査の成果文書についての行動をとる前に審査の成果文書に関する見解を表明する機会を与えられることとする。
31. 他の関連する利害関係者は、全体会合での成果文書の採択の前に一般的な論評をする機会を有することとする。
32. 関係国の支援を得た勧告は、その旨を明記される。他の勧告は、その時の関係国の論評と共に、記録されることとする。両者は、理事会により採択された成果報告書に含まれることとする。

F. 審査のフォローアップ

33. 普遍的定期審査の成果は、協力的な制度として、主に関係国によってまた、適当な場合には、他の関連する利害関係者により、実施されるべきである。
34. その後の審査は、なканずく、その前の成果文書の実施に、焦点が絞られるべきである。
35. 理事会は、その議事日程に普遍的定期審査に割り当てられる常設の議題を有すべきである。

36. 国際社会は、関係国と協議し且つ同意を得て、能力開発と技術支援に関する勧告および結論を実行することを支援するものとする。
37. 普遍的定期審査の成果文書を審議するにあたり、理事会は、何らかの明確なフォローアップが必要な場合には、決定するものとする。
38. 普遍的定期審査手続への協力を国家に奨励する全ての努力を尽くした後、理事会は、適当な場合には、同手続への一貫した非協力の事例に対処するものとする。

II. 特別手続

A. 職務権限保持者の選択と任命

39. 職務権限保持者を指名し、選定しまた任命する際の最も重要な一般的基準は、以下のものである。すなわち(a)専門性、(b)任務の分野での経験、(c)独立性、(d)公平性、(e)個人の高潔性、および(f)客観性である。
40. ジェンダーバランスおよび公平な地理的代表的代表制並びに異なる法体系を適切に代表すること、に対し然るべき考慮が払われるべきである。
41. 職務権限保持者の有資格候補者に対する技術的且つ客観的要件は、その候補者が、認められた能力、人権の分野での関連した専門性および広範囲にわたる専門的経験を有する非常に有能な個人であることを確保するために、理事会の第6会期（二巡目の第一会期である）に理事会により承認されるものとする。
42. 以下の主体が、職務権限保持者の特別手続として、候補者を指名できる。すなわち(a)政府、(b)国際連合人権制度内で活動する地域グループ、(c)国際機構またはその事務所（たとえば、人権高等弁務官事務所）、(d)非政府組織、(e)他の人権機関、(f)個人的指名である。
43. 人権高等弁務官事務所は、個人的なデータ、専門分野および専門的経験を含む標準化されたフォーマットでの有資格候補者の公的一覧表を、直ちに準備し、維持しまた定期的に更新すべきである。職務権限者の空席が発生したら、公表されるものとする。
44. 同時に重複する人権機能を果たすことはできない原則が、尊重されるものとする。
45. 任務を与えられた職務権限保持者の在任期間は、テーマ別任務であろうと国別任務であろうと、6年（テーマ別職務権限保持者にとって3年の任期が2回）を超えないこととする。
46. 任務に内在する責任と抵触しかねない政府または他の何らかの組織若しくは機関で政策決定権を持

つ立場にある個人は、排除されるものとする。職務権限保持者は、その個人的資格で行動するものとする。

47. 諮問グループは、職務権限保持者の選定を審議する理事会の会期開始の少なくとも1か月前に、理事会議長に対象任務に対する最も高い資質を有しておりまた一般的な基準と実務的要件を満たしている候補者の名簿を提案するために、設立されるものとする。

48. 諮問グループは、有資格候補者の公的一覧表から、その注意を喚起された指名候補者を除外するために、然るべき考慮をするものとする。

49. 理事会の年次サイクルの始めに、地域グループは、その個人的資格で勤める、諮問グループのメンバーを任命することを招請される。

50. 諮問グループは、公的一覧表に含まれる候補者を審議することとする。しかしながら、例外的状況の下でおよび特別な官職がそれを正当化するならば、同グループは、その官職に対する公平またはより適当な資質で追加的な指名を考慮できる。理事会議長に対する勧告は、公開且つ具体化されるものとする。

51. 諮問グループは、各任務に対する専門的知識、経験、技術および他の関連する要件を決定するにあたり、適切な場合には、現在のまたは退職した職務権限保持者を含む、利害関係者の見解を考慮すべきである。

52. 諮問グループの勧告および、とりわけ地域的コーディネーターを通じたその後の幅広い協議を基礎に、理事会議長は、各空席に対する適した候補者を確認するものとする。同議長は、加盟国とオブザーバーに対し、理事会が任命を審議する会期が始まる少なくとも2週間前までに提案されることになっている候補者の一覧表を示すものとする。

53. 必要ならば、同議長は提案された候補者の支持を確保するため更なる協議を行うものとする。特別手続きの職務権限保持者の任命は、その後の理事会の承認で終了するものとする。職務権限保持者は、会期の終了前に任命されるべきである。

B. 任務の再検討、合理化および改善

54. 任務の再検討、合理化および改善並びに新しい任務の創設は、発展の権利を含む、全ての人権、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の促進と保護を促す目的で、普遍性、公平性、客観性と非選択性、建設的な国際的対話および協力の原則により導かれなければならない。

55. 各任務の再検討、合理化および改善は、関連する決議の交渉の文脈において行われる。任務の評価は、理事会と特別手続き職務権限保持者との双方向対話の個別の部分で行なわれうる。

56. 任務の再検討、合理化および改善は、国際的に組織された人権基準、特別手続き制度および総会決議 60/251 を枠組みとして有しつつ、任務の関連性、範囲および内容に焦点を絞る。
57. 任務を合理化し、併合またはことによると停止する何らかの決定は、常に、人権の享受と保護の改善のための必要性により導かれなければならない。
58. 理事会は、常に改善を目指して努力すべきである。
- (a) 任務は、常に、人権保護と促進の増加した水準並びに人権制度内で一貫していることの明確な期待を示すべきである。
 - (b) 全ての人権に対して、平等な注意が払われるべきである。テーマ別任務のバランスは、発展の権利を含む市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の等しく認められた重要性を広く反映すべきである。
 - (c) あらゆる取組は、不必要な重複を避けるためになされるべきである。
 - (d) 現行任務を拡大すること、職務権限保持者の注意を分野横断的問題に向けることまたは関連する職務権限保持者の合同作業を要請することによるような、特別手続の任務の創設以外の方法によることを含んで、テーマ別格差のある分野は明確にされ且つ対処される。
 - (e) 任務合併の際に考慮すべき事情は、各々の任務の内容と広く行きわたった任務並びに職務権限保持者の個別の作業量に関心を持つべきである。
 - (f) 任務を創設または再検討する際には、手続の構成（専門家、報告者または作業部会）が人権保護を増加する観点から最も効果的であるかどうかをつきとめるために、努力がなされるべきである。
 - (g) 新しい任務は、曖昧さを避けるために、可能な限り明解且つ明確であるべきである。
59. 全体の制度をより理解し易くするために、職務権限保持者の同一のリスト、任務の表題並びに選択と任命のプロセスを持つことが望ましいと考えられるべきである。
60. テーマ別任務期間は、3年とする。国別任務期間は1年とする。
61. 付録 I に含まれる職務権限は、必要な場合には、作業計画^dに従って理事会により審議される日にちまでに更新される。
62. 現在の職務権限保持者は、6年の任期制限（付録 II）を越えないことを条件として、続いて勤めることができる。例外的に、6年以上勤めている職務権限保持者の任期は、関連する任務が理事会により審議されまた選定と任命のプロセスが終わるまで延長されることができる。
63. 国別任務を決定し、更新または中止する決定は、加盟国の人権義務を履行する加盟国の能力を強化することを目的とした協力と誠実な対話の原則を、また考慮しなければならない。
64. 理事会の注意を要求する人権侵害の状況または協力の欠如がある場合には、客観性と不選択性の原則および二重基準と政治問題化の排除を適用すべきである。

Ⅲ. 人権理事会諮問委員会

65. 個人的資格で勤める 18 名の専門家で構成される人権理事会諮問委員会（以下「諮問委員会」とする）は、理事会の頭脳集団として機能しまた理事会の指示で活動する。この補助機関の設立およびその任務は、以下に明記された指針に従って遂行される。

A. 指名

66. 国際連合の全ての加盟国は、自己の属する地域から候補者を提案または支持できる。その候補者を選択する際、国家はその国内人権諸機関および市民社会組織と協議するものとし、並びに、これに関連して、その候補者を支持するものの名前を含むべきものとする。

67. 目的は、最も適切な専門的知識が理事会に利用可能にされることを確保することである。この目的のために、候補者の提案のための技術的且つ客観的要件が、理事会によりその第 6 会期（二巡目の第一会期）で設けられまた承認される。

これらの要件は、以下のものを含むべきである。

- (a) 人権分野における定評ある能力と経験
- (b) 高潔な倫理観
- (c) 独立性と公平性

68. 任務に内在する責任と抵触しかねない政府または他の機関若しくは団体における政策決定権を持つ立場にある個人は、除外されるものとする。選出された委員会の構成員は、その個人的資格で行動する。

69. 同時に重複する人権機能をはたすことができない原則が、尊重されるものとする。

B. 選挙

70. 理事会は、合意された要件に従って提出された候補者名簿から、秘密投票で、諮問委員会の構成員を選出するものとする。

71. 候補者名簿は、選挙日の 2 か月前に締め切られるものとする。事務局は、候補者名簿および関連情報を、選挙の少なくとも 1 か月前に、加盟国および一般に利用可能とする。

72. 然るべき考慮が、ジェンダーバランスおよび異なる文明と法体系を適切に代表することに対し払われるべきである。

73. 地理的配分は、以下の通りである。

アフリカ諸国 5

アジア諸国	5
東ヨーロッパ諸国	2
ラテンアメリカおよびカリブ諸国	3
西ヨーロッパおよびその他の諸国	3

74. 諮問委員会の構成員は、3年の期間勤めるものとする。彼らは、1度だけ、再選の資格がある。最初の任期は、専門家の3分の1が1年勤め、そして3分の1が2年とする。構成員の任期の違いは、くじ引きによって決められる。

C. 機能

75. 諮問委員会の機能は、研究の結果と調査に基づく助言を主に中心としつつ、理事会が要求する方法と形式で、理事会に専門的意見を提供することである。更に、そのような専門的意見は、理事会の決議に一致してまた理事会の指針の下で、理事会の要請に基づいてのみ与えられるものとする。

76. 諮問委員会は、履行志向型であるべきでありまたその助言の範囲は、理事会の任務に関するテーマ別の問題に限定される。すなわちあらゆる人権の促進と保護である。

77. 諮問委員会は、決議または決定の採択はしないものとする。諮問委員会は、理事会の審議と承認、その手続的効率性を更に高めるための提案、並びに理事会が定めた活動の範囲内の更なる調査の提案のために、理事会が定めた活動の範囲内で提案する。

78. 理事会は、諮問委員会に実質的な貢献を要求する時、諮問委員会のために明確な指針を出すものとし、また、将来において必要とみなされる場合には、その指針の全てまたは一部の見直しをするものとする。

D. 作業方法

79. 諮問委員会は、1年間に最大10就業日で2会期まで開くものとする。追加の会期は、理事会の事前の承認でアドホックを基礎として、予定することができる。

80. 理事会は、諮問委員会に、全体として遂行される一定の任務を、より小さなチームまたは個人を通して、遂行することを要請することができる。諮問委員会は、理事会に対しそのような取組に関して報告する。

81. 諮問委員会の構成員は、個人的またはチームで、会期間に連絡することを奨励される。

82. その任務を遂行するに当たり、諮問委員会は、理事会の方式に従って、国家、国内人権機関、非政府機構および他の市民社会団体との相互作用を確立することを促される。

83. 加盟国と理事会の加盟国ではない国家を含むオブザーバー国、専門機関、他の政府間機構および国内の人権諸機関並びに非政府機構は、これらの機関の最も効果的な貢献を確保する一方で、経済社会理事会決議 1996/31 を含む取極および人権委員会や理事会の慣行に基づき、諮問委員会の活動に参加する権利が与えられるものとする。

84. 理事会は、先住民族に関する作業部会、現代的形態の奴隷制、少数者および社会的フォーラムの作業を継続するための最も適切な手続に関して、その第 6 会期（二巡目の第一会期）で決定するものとする。

IV. 不服申立手続

A. 目的と範囲

85. 不服申立手続は、世界のいずれの部分でまたいずれかの状況の下で生じた、全ての人権と全ての基本的自由の重大且つ信頼できるほど立証された侵害の終始一貫したパターンに対処するために設けられているものである。

86. 2000 年 6 月 19 日の決議 2000/3 で改訂された 1970 年 5 月 27 日の経済社会決議 1503 (X L VIII) は、作業の基礎として用いられ、また不服申立手続が公平で、客観的で、効率的で、被害者志向で且つ時宜を得たやり方で実行されることを確保するように、必要な場合には改善される。同手続は、関係国との協力を高めることを目的として、その非公開性を保持する。

B. 通報の受理基準

87. 人権および基本的自由の侵害に係る通報は、この手続の目的として、以下を条件として容認されるものとする。

- (a) 明白に政治的に動機付けられず、また、その対象は、国際連合憲章、世界人権宣言および人権法の分野における他の適用可能な文書と両立すること。
- (b) 侵害されたと主張される権利を含む、主張される侵害についての事実の叙述が与えられていること。
- (c) 言葉が侮辱的でないこと。ただし、かかる通報は、侮辱的な言葉を削除した後に他の受理基準を満たす場合には、審理されうること。
- (d) 人権および基本的自由の侵害の被害者であると主張する人または人の集団、若しくは国際連合憲章の規定に反して政治的に動機付けられた立場に依存せず、また当該侵害の直接の且つ信頼できる情報を有していると主張している、人権原則に従って善意で行動している非政府組織を含む、人または人の集団により提出されたものであること。ただし、信頼できるほど立証された通報は、明白な証拠を伴っていることを条件として、個別の提供者の情報が二次情報であることのみで、不受理とすべきではない。
- (e) もっぱらマス・メディアによって広められた報告に、基づかないこと。
- (f) 特別手続、条約機関または人権の分野における国際連合若しくは同様の地域的不服申立手続に

よって既に扱われた、人権の重大且つ信頼できるほど立証された侵害の終始一貫したパターンを示すように思われる事例に関係していないこと。

(g) 国内的救済手続が尽くされていること。ただし、かかる救済手続が非実効的または不合理に遅延すると思われる場合には、この限りでない。

88. 国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の下で設立され活動している国内人権機関は、とりわけ準司法的権能に関して、個別の人権侵害に対処する実効的手段として任務を果たしうる。

C. 作業部会

89. 二つの異なる作業部会が、通報を審査する職務権限と人権と基本的自由の重大且つ信頼できるほどに立証された侵害の終始一貫したパターンについて理事会の注意を喚起する職務権限で、設立されるものとする。

90. 両作業部会は、可能な最大限まで、コンセンサスを基礎として活動するものとする。コンセンサスがなければ、決定は投票の単純多数決によりなされるものとする。作業部会は、自らの手続規則を制定できる。

1. 通報に関する作業部会：構成、職務権限および権限

91. 人権理事会諮問委員会は、ジェンダーバランスに然るべき考慮を払って、通報に関する作業部会を構成するために、各地域グループから1名ずつ、5人をその委員に任命するものとする。

92. 空席の場合には、諮問委員会は、諮問委員会から同じ地域グループの独立の且つ高い資格をもった専門家を任命するものとする。

93. 受領した通報の審査と評価に関して、独立の専門的知識と継続性が必要であるので、通報に関する作業部会の独立の且つ高い資格をもった専門家が、3年の任期で任命されるものとする。彼らの任務は、一度だけ更新可能である。

94. 通報に関する作業部会の部会長は、関係国に当該通報を伝達する前に、事務局と共に、受理要件に基づいて受領した通報の第一次選考を行うことを要請される。明白に根拠不十分または匿名の通報は部会長により排除されるものとし、それ故、関係国に伝達されないものとする。説明責任および透明性の観点から、通報に関する作業部会の部会長は、第一次選考の後に却下された全ての通報の一覧表を、その全ての構成員に提供するものとする。この一覧表は、通報の却下をもたらした全ての決定の理由を示すべきとする。排除されなかった他の全ての通報は、侵害の主張に関する関係国の見解を得るために、関係国に伝達されるものとする。

95. 通報に関する作業部会の構成員は、通報の受理可能性に関して決定し、当該通報単独でまたは他の通報と結び付いて、人権および基本的自由の重大且つ信頼できるほどに立証された侵害の終始一貫し

たパターンを示すように思われるかどうかを含む、侵害の主張の本案を評価するものとする。通報に関する作業部会は、全ての受理された通報並びにそれに関する勧告を含むファイルを、事態に関する作業部会に提供するものとする。通報に関する作業部会が更なる審査または追加の情報を要求する時には、次の会期まで事例を審査の下に保持し、関係国にかかる情報を要求することができる。通報に関する作業部会は、事例を却下することを決定できる。通報に関する作業部会の全ての決定は、受理要件の厳格な適用に基づかなければならず、また然るべく正当化されなければならない。

2. 事態に関する作業部会：構成、職務権限および権限

96. 各地域グループは、ジェンダーバランスに然るべき考慮を払って、事態に関する作業部会で任務を果たすため、理事会の構成国の代表を任命するものとする。構成員は、1年の任期で任命されるものとする。その任務は、関係国が理事会の理事国の場合には、一度だけ更新されることができる。
97. 事態に関する作業部会の構成員は、個人的資格で任務を果たすものとする。空席を満たすために、その空席が属する地域グループは、同じ地域グループの理事国の代表を任命するものとする。
98. 事態に関する作業部会は、通報に関する作業部会が提供した情報および勧告を基礎として、人権および基本的自由の重大且つ信頼できるほどに立証された侵害の終始一貫したパターンに関する報告書を理事会に提出し、また、通常、理事会に付託された事態に関する決議案または決定案の形で、理事会に対してとるべき一連の行動に関する勧告を行う。事態に関する作業部会が更なる審査または追加の情報を必要とする時は、その構成員は、次の会期までその事例を検討の下に保持することができる。事態に関する作業部会は、事例を却下することをまた決定できる。
99. 事態に関する作業部会の全ての決定は、然るべく正当化されるものとした事態の審査が終了した理由またはそこに勧告された行動を示すものとする。終了の決定は、コンセンサスでなされるべきであり、また、それが可能でないならば、投票の単純多数決によりなされるものとする。

D. 作業方式および非公開性

100. 不服申立手続は、なかんずく、被害者志向型で、非公開且つ時宜を得た方法で行われるべきなので、両作業部会は、国家からの回答を含む受領した通報および不服申立手続の下で既に理事会が取り組んでいる事態を速やかに審査するために、各5日の就業日で1年に少なくとも2回会合するものとする。
101. 関係国は、不服申立手続に協力するものとし、作業部会または理事会のいずれの要請にも国際連合の公用語の一つで実質的な回答を与えるためにあらゆる努力をするものとする。関係国は、要請がなされた後3か月以内に回答を与えるようにあらゆる努力をするものとする。ただし、必要な場合には、この期限は、関係国の要請で延長されうる。
102. 事務局は、理事会の全ての構成国が利用可能な非公開のファイルを、同ファイルを検討するため

の十分な時間を与えるために、少なくとも2週間前までに、作成することを要請される。

103. 理事会は、事態に関する作業部会によりその注意を喚起された、人権および基本的自由の重大且つ信頼できるほどに立証された侵害の終始一貫したパターンを、必要な頻度で、ただし少なくとも年に1度、審議するものとする。
104. 理事会に付託された事態に関する作業部会の報告書は、理事会が別段の決定をしない限り、非公開の方法で審査されるものとする。事態に関する作業部会が、とりわけ明白且つ明瞭な協力の欠如の場合、公開会合での事態の審議を理事会に勧告した時には、理事会は、次の会期において優先的にかかる勧告を審議するものとする。
105. 不服申立手続が被害者志向型で、効率的且つ時宜を得た方法で行われることを確保するために、関係国への不服の伝達と理事会による審議との間の時間的間隔は、原則として、24か月を超えないものとする。

E. 不服申立および関係国の関与

106. 不服申立手続は、通報者および関係国の双方が、以下の主要段階において手続について知らされることを確保するものとする。
- (a) 通報が、通報に関する作業部会により受理不可能とみなされた時または事態に関する作業部会により審議のために取り上げられた時、若しくは通報が作業部会の一つまたは理事会により継続審議とされた時。
 - (b) 最終的な成果文書の時。
107. 加えて、不服申立者は、彼／彼女の通報が不服申立手続により登録された時、知らされるものとする。
108. 不服申立者が、彼／彼女の身元を非公開にすることを要請した場合には、身元は関係国に伝達されない。

F. 措置

109. 確立した慣行に従って、特別な事態に関してとられる行動は、以下のものの一つとすべきである。
- (a) これ以上の審議または行動が正当化されない時に、事態の審議を終了すること。
 - (b) 事態を審査の下に保持し、関係国に合理的期間内に更なる情報の提供を要請すること。
 - (c) 事態を審査の下に保持し、事態を監視し理事会に報告する独立で非常に有能な専門家を任命すること。
 - (d) 問題を公開の審議で取り上げるために、非公開の不服申立手続の下での問題の審査を終了すること。
 - (e) OHCHR に対し、関係国への技術的協力、能力開発支援または助言サービスを提供することを

勧告すること。

V. 議題および作業計画のための枠組

A. 原則

普遍性
公平性
客観性
非選択制
建設的対話および協力
予測可能性
柔軟性
透明性
説明責任
均衡性
包括性
ジェンダー的観点
決定の履行とフォローアップ

B. 議題

- 項目 1. 組織的および手続的問題
- 項目 2. 人権高等弁務官の年次報告書および高等弁務官事務所の報告書と事務総長の報告書
- 項目 3. 全ての人権、発展の権利を含む市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の促進と保護
- 項目 4. 理事会の注意が求められる人権状況
- 項目 5. 人権機関と手続
- 項目 6. 普遍的定期審査
- 項目 7. パレスチナおよび他のアラブ占領地域における人権状況
- 項目 8. ウィーン宣言および行動計画の履行とフォローアップ
- 項目 9. 人種的偏見、人種差別、外国人嫌いおよび関連する不寛容の形態、ダーバン宣言および行動計画の履行とフォローアップ

項目 10. 技術的支援と能力開発

VI. 作業方法

110. 総会決議 60/251 に従った作業方法は、明瞭、予即可能且つ包括的であることを導くために、透明で、公平で、公正で、正当で、実際的でなければならない。それらはまた、時を超えて更新され順応させられる。

A. 制度的準備

1. 予想される決議または決定に関する説明

111. 予想される決議または決定に関する説明は、情報を与えるだけであり、それによって代表団が決議および／または決定が審議に付されたかまたは審議に付されることを意図したと知らされるだけである。これらの説明は、利害関係を有する代表団によって準備される。

2. 決議、決定および他の関連する業務に関する議長の参加制限をしない情報会合

112. 決議、決定および他の関連する業務に関する議長の参加制限をしない情報会合は、代表団がかかるとする草案の地位についての概観を得ることができるよう、決議草案および／または決定に関する交渉の地位についての情報を提供するものとする。協議は、範囲外の情報と結び合わせた純粋に情報機能を持つものとし、また透明な且つ包括的なやり方で行われるものとする。それらは交渉のフォーラムとして用いられるべきではない。

3. 主要な発案者により始められた提案に関する非公式協議

113. 非公式協議は、決議案および／または決定の交渉のための主要な手段とし、またその招集は発案者の責任とする。それが理事会による行動のために審議される前に、少なくとも一回の参加制限をしない非公式協議が、各々の決議案および／または決定に関して開かれるべきである。協議は、可能な限り多く、代表団、とりわけ弱小の代表団、が直面する威圧を考慮した、時宜を得た、透明な且つ包括的なやり方で計画されるべきである。

4. 議長団の役割

114. 議長団は、手続的且つ組織的問題を扱うものとする。議長団は、その会合の内容を、時宜を得た要約報告書を通して、定期的に知らせるものとする。

5. 他の作業様式は、パネルの議論、セミナーおよび円卓会議を含むことができる

115. 話題および方式を含む、他の作業様式の利用は、個別の案件を基礎として理事会により決定される。それらは、特定の問題に関する対話と相互理解を高めるために理事会の道具として用いられることができる。それらは理事会の議題および年次作業計画の文脈で利用されるものであり、またその政府間の性質を強化および／または補うものとする。それらは、代用物として用いられりまたは現存する人権手続および確立した作業方法に代わるものではない。

6. 高級レベル会合

116. 高級レベル会合は、理事会の主要会期中に1年に1度開催されるものとする。それは、高級レベル会合に参加していない代表団が一般的声明を述べる一般会合に引き続いて行われる。

B. 作業のやり方

117. 以下の必要性がある。

- (a) 提案の早期通知
- (b) 決議案および決定案の早期の提出、望ましくは、会期の最後から2週目の終わりまでに。
- (c) 国際連合の全ての公用語で、理事会によるその審議の少なくとも15日前に、時宜を得た方法で代表団に対し伝達される、全報告書、とりわけ特別手続の報告書の早期の配布。
- (d) 行動が取られる前に、国別決議の提案者は、その発案に対する幅広い可能な支持（望ましくは15か国）を獲得する責任を有する。
- (e) その提案を提出する周期性について決定する国家の権利を害することなく、決議の急増を避けるために以下のことにより決議に頼ることを自制する。
 - (i) 国連総会／第三委員会との不必要な発案の重複を最小限にすること。
 - (ii) 議事日程議題の集中
 - (iii) 決議および／または決定の棚上げ並びに議事日程議題／問題に関する行動の審議の食い違い

C. 決議および決定以外の成果文書

118. それには、勧告、結論、討議概要および議長声明を含む。かかる成果文書は、異なる法的含意を有するので、それらは補足的であり決議や決定に代わるものではない。

D. 理事会の特別会期

119. 以下の規定は、総会決議 60/251 により規定された一般的枠組と人権理事会手続規則を補完するものとする。

120. 特別会期の手続規則は、理事会の通常会期に適用可能な手続規則に従うものとする。

121. 総会決議 60/251 の第10項で制定された要件に従った、特別会期の開催要請は、理事会の議長お

よび事務局に提出されるものとする。その要請は審議を申し出た議題を詳述した提案者が供給を希望する他の関連情報を含むものとする。

122. 特別会期は、公式請求が伝えられた後可及的速やかに、ただし、原則として、請求の公式受領の後、2 就業日以降 5 就業日以前に、開かれるものとする。特別会期の期間は、3 日（6 作業会期）を超えてはならない。ただし、理事会が異なる決定をした場合には、この限りでない。
123. 理事会の事務局は、特別会期開催要請および要請中に提案者により供給された何らかの追加的情報並びに特別会期開催のための日にちを、全ての国際連合加盟国に直ちに知らせるものとし、また、専門機関、他の政府間組織および国内人権機関並びに協議資格を有する非政府組織に対し、最も好都合且つ迅速な通知の方法により、情報を利用可能にさせるものとする。特別会期の文書、とりわけ決議案および決定案は、公正な、時宜を得た且つ透明なやり方で、全ての国家に対し、国際連合の全ての公用語で、利用可能にさせるべきである。
124. 理事会の議長は、その運営と計画に関して参加制限をしない、情報を与える協議を特別会期の前に開催すべきである。これに関連して、事務局は、以前の特別会期の作業方法に関するものを含む、追加情報を供給することをまた要請されうる。
125. 理事会の構成国、関係国、オブザーバー国、専門機関、他の政府間機関および国内人権機関並びに協議資格を有する非政府組織は、理事会の手続規則に従って特別会期に寄与することができる。
126. 特別会期において、請求国または他国が決議案または決定案を提案することを意図しているならば、本文は、理事会の関連する手続規則に従って利用可能とされるべきである。ただし、提案者は、できるだけ早く、かかる本文を提案することを促される。
127. 決議案または決定案の提案者は、その審議に幅広い参加を達成すること、また、可能であればそれに関してコンセンサスを達成することを目的として、提案者の決議案または決定案の本文に関する参加制限をしない協議を開催すべきである。
128. 特別会期は、参加型討論を認めるべきであり、結果志向型となりまた実質的な成果を達成することに合わせるべきであり、その実施は、監視されまた可能なフォローアップの決定のために理事会のその後の通常会期に報告される。

Ⅶ. 手続規則。

会期

規則 1

人権理事会は、可能なものは、総会の主要委員会のために制定された手続規則を適用するものとする。ただし、総会または理事会が後に他の決定をした場合は、この限りでない。

通常会期

会期の数

規則 2

人権理事会は、通常、1年を通して会合するものとし、1理事会年につき、合計期間が10週間以上である、主要会期を含む3会期以上が予定されるものとする。

構成員の就任

規則 3

人権理事会に新たに選出された加盟国は、その理事国としての期間を終えた加盟国に代わって、理事会年の最初の日に、理事国として就任するものとする。

開催場所

規則 4

人権理事会は、ジュネーブに置かれるものとする。

特別会期

特別会期の招集

規則 5

人権理事会の特別会期の手続規則は、人権理事会の通常会期に適用される手続規則と同じものである。

規則 6

人権理事会は、必要な時に、理事会の理事国の3分の1の支持を得た理事会の構成国の要請で開催するものとする。

理事会オブザーバーの参加および協議

規則 7

(a) 人権理事会は、可能なものは、総会の委員会のために制定された手続規則を適用するものとする。ただし、総会または理事会が後に他の決定をした場合は、この限りでない。また、理事会の構成国でない国家を含むオブザーバー、専門機関、他の政府間組織および国内人権機関並びに非政府組織の参加およびそれらとの協議は、これらの組織の最も効果的な貢献を確保しつつ、1996年7月25日の経済社会理事会決議1996/31を含む取極および人権委員会によって行われた慣行に基づくものとする。

(b) 国内人権機関の参加は、これらの組織の最も効果的な寄与を確保しつつ、2005年4月の決議2005/74を含む、人権委員会によって合意された取極と慣行を基礎とするものとする。

通常会期の作業計画および議事日程

組織編成会合

規則 8

(a) 各理事会年の最初に、理事会はその議長団を選出し議事日程、作業計画および可能であるならば、その作業を終える目標日、議題の審議のおよその日にちおよび各議題に割り当てられる会合の数を示している理事会年の通常会期の日程表を審議し採択するための組織編成会合を開催するものとする。

(b) 理事会の議長は各会期が始まる二週間前にまた、必要ならば、理事会会期中に、会期に関する組織編成の問題および手続きの問題を議論するために、組織編成会合を招集するものとする。

議長および副議長

選挙

規則 9

(a) 各理事会年の最初に、その組織編成会合で、理事会は、理事国の代表者の中から、議長と4名の副議長を選出するものとする。議長および副議長は、議長団を構成するものとする。副議長の一人は報告者を務めるものとする。

(b) 理事会の議長の選挙において、以下の地域グループの中でこの役職の公正な地域的輪番制に考慮がなされるべきである。すなわちアフリカ諸国、アジア諸国、東欧諸国、ラテンアメリカおよびカリブ諸国、および西欧その他である。理事会の4名の副議長は、議長が属する以外の地域グループの公正な地域的配分を基礎に選出されるものとする。報告者の選抜は地域的輪番制を基礎とするものとする。

する。

議長団

規則 10

議長団は、手続的および組織構成的問題を扱うものとする。

在任期間

規則 11

議長および副議長は、規則 13 を条件として、1 年間の役職とする。彼らは、同一の地位に続けて再選される資格を有しないものとする。

規則 12[105]

議長は、会合の全期間又は一時欠席する必要を認めるときは、副議長の一人を自己の代理として任命しなければならない。議長の代理たる副議長は、議長と同一の権限および義務を有する。議長が規則 13 に従って役職を辞める場合には、議長団の残りの構成員は、新しい議長が選挙されるまで、副議長の一人を、彼/彼女の代理として任命しなければならない。

議長または副議長の交代

規則 13

議長またはいずれかの副議長が自らの任務を遂行できなくなったかまたは理事会の構成国の代表を辞めたか、または自らが代表である国際連合加盟国が、理事会の構成国を辞めた場合には、彼/彼女はかかる役職を辞めるものとし、その残任期間につき新しい議長または副議長が選出されるものとする。

事務局

事務局の義務

規則 14[47]

人権高等弁務官事務所は、理事会の事務局として行動するものとする。これに関連して、事務局は、理事会、その委員会およびその機関の文書、報告および決議を受領し、翻訳し、印刷し、並びに国際連合の全ての公用語で配布する。事務局は、会合で行われた発言を通訳する。事務局は、

会期の議事録を作成し、印刷し、および回覧する。理事会の全ての文書を理事会の構成員およびオブザーバーに配布する。また、一般的に理事会が要求する他のすべての支援機能を果たす。

記録および報告

総会への報告

規則 15

理事会は、総会へ年次報告書を提出するものとする。

人権理事会の公開および非公開会合

一般原則

規則 16[60]

理事会の会合は、公開されるものとする。ただし、理事会が例外的事情によりその会合を非公開とすることを要すると決定する場合は、この限りでない。

非公開会合

規則 17[61]

非公開会合で行われた総会のすべての決定は、総会の早期の公開会合で公表される。

議事の運営

作業部会および他の取極

規則 18

理事会は、作業部会および他の取極を設置できる。これらの機関への参加は、規則 7 に従って加盟国により決定されるものとする。これらの機関の手続規則は、可能な場合には、理事会のそれに従うものとする。ただし、理事会が他の決定をした場合は、この限りでない。

規則 19 [67]

議長は、理事会構成国の少なくとも三分の一が出席している場合に、開会を宣言し、討議の進行を認めることができる。決定がなされるためには構成国の過半数の出席を必要とする。

必要な多数

規則 20 [125]

理事会における決定は、規則 19 に従って、出席しかつ投票する構成国の単純過半数により行われる。

注

1. A/HRC/5/21, 第 3 章、60-62 項を参照。
 - a 普遍的定期審査は、発展する過程である。理事会は、一巡目の審査が終わった後に、模範例と教訓に基づいて、この手続の様相と定期制を審査できる。
 - b 普遍的定期審査自発的信託基金は、普遍的定期審査手続における、発展途上国、とりわけ後発発展途上国の参加を促進するために設立されるべきである。
 - c 決定は、既存の融資手続に頼るか、新しい手続を創造するかに関して、理事会によりなされるべきものとする。
 - d 国別任務は、以下の基準を満たす。
 - 成し遂げられるべき理事会の任務が残っていること。または
 - 成し遂げられるべき総会の任務が残っていること。または
 - 任務の性質が、助言的サービスおよび技術的支援のためのものであること。
 - e 括弧内に示されている数字は、総会またはその主要委員会と全く同じまたは類似している規則 (A/520/Rev.16) に当てはまる。